

(証券コード5610)
2023年3月10日

株 主 各 位

広島市安佐北区可部一丁目21番23号
大和重工株式会社
代表取締役社長 田 中 宏 典

第139回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
さて、当社第139回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会に関する情報について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.daiwajuko.co.jp>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「会社案内」「IR情報」「株主総会資料」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5610/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「大和重工」又は「コード」に当社証券コード「5610」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいませ、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印の上、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月30日(木曜日) 午前10時

2. 場 所 広島市安佐北区可部一丁目21番23号

当社集会室

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第139期(2022年1月1日から2022年12月31日まで) 事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件

決議事項

議案 取締役7名選任の件

議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」(34頁から37頁まで) に記載のとおりであります。

以 上

(お 願 い)

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項(議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類を除く。)に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料 掲載ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和により、経済活動の持ち直しがみられ、景気は緩やかな回復基調となりました。しかしながら、ロシア・ウクライナ情勢の長期化を一因とするエネルギー価格や原材料価格の高騰などにより、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社は利益の確保を重視しながら、受注・売上の拡大に取り組んでまいりました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高は38億65百万円（前年同期比26.6%増）、営業損失は61百万円（前年同期は営業損失3億11百万円）、経常利益は63百万円（前年同期は経常損失2億2百万円）、当期純利益は70百万円（前年同期は当期純損失2億4百万円）となりました。

事業別の概況は以下のとおりであります。

(産業機械関連事業)

日本工作機械工業会による工作機械主要統計では2022年の工作機械の受注累計額は1兆75百億円と、前年同期に比べ14.2%の増加となっております。

このような中、大型鋳物を得意とする当社の工作機械鋳物部品の同期間における受注高は前年同期比50.4%増の12億89百万円となりました。

ディーゼルエンジン部品の分野は、受注高が前年同期比7.1%増の3億48百万円となりました。

産業機械部品の分野は、昨年から増加した「定盤」の需要が落ち着いたこともあり、受注高は84百万円と前年同期と比べ70.9%の減少となりました。

この結果、当セグメントの受注高は21億54百万円（前年同期比20.4%増）、売上高は20億19百万円（前年同期比45.4%増）となりました。

(住宅機器関連事業)

2022年の新設住宅着工戸数は、資材価格の高騰等により持家の着工戸数は前年を下回りましたが、全体では前年同期に比べ0.4%の微増となりました。

このような中、住宅機器関連の分野は、提案型の営業を推進しながら、主力である「鋳物ホーロー浴槽」の拡販に努めてまいりました。

また、宿泊施設の新設や改修に対し、自由な浴室空間を提案できる「わのゆ」を「やまと風呂」に追加するなど商品ラインナップを強化してまいりました。

この結果、当セグメントの売上高は18億46百万円（前年同期比10.9%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は35百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

吉田工場 V1バケットエレベーターNo. 2更新 10百万円

③ 資金調達の状況

当事業年度は増資、社債発行による資金調達はありません。

なお、運転資金として1億円、金融機関より借入金の調達を実施しました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第136期 (2019年12月期)	第137期 (2020年12月期)	第138期 (2021年12月期)	第139期 (当事業年度) (2022年12月期)
売上高(千円)	4,304,705	3,179,206	3,053,332	3,865,607
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	84,946	△184,578	△202,883	63,099
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	93,312	△360,667	△204,038	70,782
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	68.89	△267.78	△154.98	53.77
総資産(千円)	6,450,335	5,735,925	5,746,024	5,971,418
純資産(千円)	3,171,148	2,669,247	2,436,342	2,496,630
1株当たり純資産額(円)	2,341.15	2,027.49	1,850.61	1,896.41

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 対処すべき課題

今後の経済情勢は、新型コロナウイルス感染拡大リスクが残るほか、米中対立や、ロシア・ウクライナ情勢の長期化等による原材料価格の高騰や、各国での金融引締めによる景気の下振れリスクが懸念され、当社を取り巻く事業環境は予断を許さない状況が続くものと予想されます。

このような情勢のもと、当社といたしましては、企業の社会的責任を果たすべく、リスク管理やコンプライアンスを徹底し、市場の変化と顧客のニーズに対応した積極的な営業展開を図り、原価低減活動をさらに推進し、たゆまぬ技術開発と生産体制の整備充実を図ってまいりたいと考えております。また、内部統制の行き届いた管理体制を構築し、安全と品質のルール遵守と安全品質管理体制の向上に努め、顧客に満足いただける製品を提供することをめざしていく所存であります。具体的には次のような施策に取り組んでおります。

① 生産管理の徹底、強化

顧客のニーズに的確に対応できる営業活動の推進及び製品競争力の強化のため、各工場において小集団活動に継続的に取り組み、生産性向上によるリードタイム短縮や徹底したコスト削減を図っております。

本社工場では、当社の得意とする大型鋳物部品の主力受注先である工作機械やディーゼルエンジン分野に加え、その他産業機械関連分野からの要請にも柔軟に対応できる体制を整えております。

② 製品の販売増大及び販売体制の強化

産業機械関連事業においては、当社の強みである一貫生産体制を活かした高付加価値製品である定盤の拡販を重点施策として取り組んでおります。

住宅機器関連事業においては、高付加価値の自社製品である「鋳物ホーロー浴槽」と「五右衛門風呂・羽釜風呂」、こだわりの浴槽である「やまと風呂」（わのゆ、陶器風呂、木風呂）、防災製品の「移動かまど」の拡販を重点施策としており、鋳物ホーロー浴槽については、新機種の開発にも積極的に取り組んでおります。販売体制面では、OEM先・新規ルートの開拓等、幅広い展開を行うことで営業強化を図っております。

③ 人材の育成

これまで培ってきた技能の伝承はもとより、さらに高度化させ、「ダイワブランド」として顧客から厚い信頼を寄せられる高い品質の製品を供給する企業として、人材の育成に組み込み現場力の向上を図ってまいります。このため、日本鋳造協会主催の鋳造カレッジに計画的に人員を派遣し、中核人材の育成に向けた取組みを強化しております。

④ 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症に対しては、お客様やお取引先様、当社従業員及びその家族等をはじめとする全てのステークホルダーの安全確保と感染拡大防止を最優先に考え、政府や自治体の発令や方針に応じるとともに、マスクの着用やアルコール消毒の徹底はもとより、不要不急の出張・社内行事の自粛、リモート会議の実施、感染者発生時における対応等について定めた独自のルールを策定し、安全確保と事業継続に向けた対策に取り組んでおります。

(4) 主要な事業区分 (2022年12月31日現在)

事業区分	主要製品
産業機械関連	工作機械周辺機器及び機械鋳物部品、 ディーゼルエンジン鋳物部品、機械加工
住宅機器関連	鋳物ホーロー浴槽、ユニットバス、マンホール鉄ふた、 景観製品、化成品、木製建具、その他日用品鋳物

(5) 主要な営業所及び工場 (2022年12月31日現在)

名称	所在地	名称	所在地
本社	広島市安佐北区	福岡営業所	福岡市博多区
東京営業所	東京都文京区	本社工場	広島市安佐北区
大阪営業所	大阪市淀川区	吉田工場	広島県安芸高田市
広島営業所	広島市安佐北区		

(6) 使用人の状況 (2022年12月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
162 (13) 名	△6 (2) 名	43.03歳	21.02年

(注) 使用人数は従業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社広島銀行	700百万円
株式会社もみじ銀行	450百万円

2. 株式の状況（2022年12月31日現在）

- | | |
|--------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 4,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 1,358,000株 |
| ③ 株主数 | 1,431名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
広島運輸株式会社	241,200	18.32
有限会社ティーン	85,504	6.49
田中宏典	80,420	6.10
オクマ株式会社	65,000	4.93
株式会社広島銀行	64,900	4.92
広島ガス株式会社	62,500	4.74
株式会社もみじ銀行	62,000	4.70
タカラスタナード株式会社	60,000	4.55
広島信用金庫	36,400	2.76
田中節子	32,000	2.43

- （注）1. 当社は、自己株式を41,494株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の様況

① 取締役及び監査役の様況 (2022年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の様況
代表取締役会長	田中保昭	広島運輸株式会社 代表取締役社長 株式会社バスストップ 代表取締役社長
代表取締役社長	田中宏典	広島運輸株式会社 取締役 株式会社バスストップ 取締役
常務取締役	大津雅明	企画管理本部長
取締役	間柴進	製造統括本部 本社工場長
取締役	高田命	事業統括本部長兼住宅機器事業部長 株式会社バスストップ 監査役
取締役	藏田修	西川ゴム工業株式会社 取締役 (監査等委員) 広島総合公認会計士共同事務所 代表 広島総合税理士法人 代表社員
取締役	黒川康治	倉敷化工株式会社 相談役
常勤監査役	若宮千秋	株式会社バスストップ 取締役
監査役	藤本克彦	広島運輸株式会社 取締役
監査役	渡邊直樹	上八丁堀法律事務所 所属弁護士

- (注) 1. 取締役藏田 修氏及び取締役黒川康治氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役藤本克彦氏及び監査役渡邊直樹氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役藏田 修氏並びに取締役黒川康治氏、監査役渡邊直樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は取締役及び監査役であります。当該保険契約は、被保険者が、その業務執行に関連して損害賠償請求を受けた場合において法律上負担すべき損害賠償金及び防御費用の支払を填補するものであります。なお、保険料は株主代表訴訟に係る特約部分に関する保険料を除き、当社が負担しております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

各取締役の個人別報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、基本報酬（固定報酬）、賞与、退職慰労金で構成しております。

各取締役の基本報酬については、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて当社の業績、業績への貢献度、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。賞与については、具体的な業績指標を基礎として算定される業績連動報酬は採用してはおりませんが、当社の業績や当社への貢献度等を総合的に勘案して、支給の可否、支給時期及び支給額について決定するものとしております。退職慰労金については、株主総会の決議により退任後に支給するものとし、具体的な金額については、役位別基本報酬に役位別在任年数を乗じた金額の合計に在任中の功績などを勘案して相当額の範囲内で算定しております。

各取締役の報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により決定しており、本方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち 社 外 取 締 役)	9名 (3)	77,274千円 (6,494)
監 査 役 (うち 社 外 監 査 役)	4 (2)	13,674 (6,780)
合 計 (うち 社 外 役 員)	13 (5)	90,948 (13,274)

- (注) 1. 上記には、2022年3月30日開催の第138回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）及び、監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2006年3月30日開催の第122回定時株主総会において月額15,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち社外取締役2名）です。
4. 監査役の報酬限度額は、2006年3月30日開催の第122回定時株主総会において月額5,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役2名）です。
5. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額4,900千円（取締役8名分4,450千円（うち社外取締役2名分750千円）、監査役4名分450千円（うち社外監査役2名分300千円））が含まれております。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2022年3月30日開催の第138回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役及び監査役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

- ・取締役2名に対し8,250千円（うち社外取締役1名1,650千円）
- ・監査役1名に対し300千円

（金額には、前記ロ.及び過年度の事業報告において取締役及び監査役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として、取締役2名6,875千円（うち社外取締役1名1,375千円）、監査役1名300千円が含まれております。）

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役藏田 修氏は、西川ゴム工業株式会社 取締役（監査等委員）並びに広島総合公認会計士共同事務所 代表、広島総合税理士法人 代表社員を兼務しております。
なお、当社は同氏の各兼職先と特別の関係はありません。
- ・取締役黒川康治氏は、倉敷化工株式会社 相談役を兼務しております。
なお、当社は同社と特別の関係はありません。
- ・監査役藤本克彦氏は、広島運輸株式会社 取締役を兼務しております。
なお、当社は同社と重要な資本的関係及び取引関係等特別の関係はありません。
- ・監査役渡邊直樹氏は、上八丁堀法律事務所 所属弁護士を兼務しております。
なお、当社は同法律事務所と特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	藏 田 修	2022年3月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会4回の全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、助言・提言を適宜行っております。
取 締 役	黒 川 康 治	2022年3月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会4回の全てに出席し、会社業務における豊富な経験と高い見識に基づき、助言・提言を適宜行っております。
監 査 役	藤 本 克 彦	当事業年度に開催された取締役会5回の全てに出席し、また当事業年度に開催された監査役会11回の全てに出席し、会社業務における豊富な経験と高い見識に基づき、助言・提言を適宜行っております。
監 査 役	渡 邊 直 樹	当事業年度に開催された取締役会5回の全てに出席し、また当事業年度に開催された監査役会11回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、助言・提言を適宜行っております。

(注) 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間で、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

① 名称 昞和監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,000千円
・会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は全体を統括する組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、全役職員に「コンプライアンス規程」「行動規範」を浸透させるための啓蒙・教育・監督を行う。
- ② 取締役及び使用人の行為に法令、定款、社内規程等に違反する行為がある場合、または、その恐れがある場合、その旨を会社に通報できる窓口として「コンプライアンス委員会事務局」を設け、違反行為の早期発見と防止につなげる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は「文書記録管理規程」等の社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報及び各種会議体の議事録を作成し適切な保存及び管理を行う。取締役及び監査役はこれらの保存文書を常時閲覧できる体制をとる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」に則り、全社的に影響を及ぼす可能性のあるリスク管理は管理部が行い、各部門の所管業務に付随するリスクに関する管理は当該部門が行う。
- ② 万一、緊急事態が発生した場合は、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を招集し、迅速な対応を行うことにより損失を最小限に止めるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は原則毎月1回開催しているほか、必要に応じ随時開催もしている。
毎月開催の経営会議により事前審議を実施し、重要事項に関する意思決定を迅速、的確に行うとともに、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制とする。
- ② 取締役及び幹部社員が出席する全部門長会議を毎月開催し、経営計画に対する遂行状況をレビューする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は子会社1社を有し、「経営理念」「行動規範」は子会社にも適用されるものであり子会社へも浸透させるための啓蒙・教育・監督を行う。
- ② 子会社の業務の適正を確保するため、子会社の業務執行は当社取締役会に報告させ、重要事項の決定は当社の取締役会が行う。

- ③ 当社の「リスク管理規程」に基づき、子会社はリスク発生の防止、発見等に努める。
子会社は、損失の危険を把握した場合には、速やかに当社の「リスク管理委員会」に報告を行う。
 - ④ 子会社の業務の適正を確保するために、当社監査役及び内部監査室による監査を定期的に行う。
 - ⑤ 当社の「コンプライアンス規程」に基づき子会社は、コンプライアンスの推進及び徹底を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 内部監査室が監査役の職務を補助する。なお、監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査役の要望を尊重し、専任の使用人を置く。
 - ② 当該使用人の評価・人事異動は監査役会の同意のうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保する体制を整える。
 - ③ 当該使用人は、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織等の者の指揮命令は受けないものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行の状況を把握するため、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて稟議書等の業務執行に関する重要な文書を開覧し、取締役及び使用人にその説明を求める。
 - ② 事情により監査役が会議に欠席した場合には、欠席した監査役に議事録を提出するものとする。
 - ③ 監査役会は社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行うこととしている。
 - ④ 適正な目的に基づき監査役に報告した当社の取締役及び使用人は、同報告を理由として不当な取扱いを受けない。

- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生ずる費用または償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (9) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役は、監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図れる体制を整備する。
 - ② 取締役及び使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役のヒアリング等の要請に協力し、監査役監査の実効性を確保する。
 - ③ 取締役は、監査役の求めがあるときは、監査役が職務執行上、弁護士・公認会計士・税理士などの外部専門家との連携を図れる環境を整備する。
- (10) 当該体制の運用状況の概要
当社は、上記業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めております。取締役会においては、経営上の様々なリスクの対応策について検討を行い、必要に応じて社内の諸規程及び業務の見直しを実施しており、内部統制システムの実効性を向上させています。
一方、常勤監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席するとともに、取締役及び使用人から業務の執行について聴取することで、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しています。

貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,442,814	流動負債	2,683,897
現金及び預金	1,147,218	支払手形	518,044
受取手形	226,404	買掛金	207,242
電子記録債権	131,839	短期借入金	1,700,000
売掛金	986,301	未払金	93,220
商品及び製品	586,922	未払費用	22,204
仕掛品	78,156	未払法人税等	19,269
原材料及び貯蔵品	282,662	契約負債	8,100
前払費用	2,223	前受収益	3,767
未収収益	2	預り金	21,835
未収入金	17	賞与引当金	14,000
その他の	1,065	設備関係支払手形	4,438
		その他の	71,773
固定資産	2,528,603	固定負債	790,890
有形固定資産	1,018,220	繰延税金負債	108,491
建物	438,523	退職給付引当金	536,613
構築物	46,868	役員退職慰労引当金	67,412
機械及び装置	164,961	資産除去債務	19,087
車両及び運搬具	218	その他の	59,285
工具・器具及び備品	26,366		
土地	341,282	負債合計	3,474,787
無形固定資産	3,556	(純資産の部)	
ソフトウェア	2,313	株主資本	2,139,018
電話加入権	1,243	資本金	651,000
投資その他の資産	1,506,825	資本剰余金	154,373
投資有価証券	1,275,605	資本準備金	154,373
関係会社株式	7,500	利益剰余金	1,368,390
投資不動産	154,869	利益準備金	126,000
その他の	74,000	その他利益剰余金	1,242,390
貸倒引当金	△5,150	別途積立金	1,610,000
		繰越利益剰余金	△367,609
資産合計	5,971,418	自己株式	△34,746
		評価・換算差額等	357,611
		その他有価証券評価差額金	357,611
		純資産合計	2,496,630
		負債・純資産合計	5,971,418

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示をしております。

損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		3,865,607
売上原価		3,226,132
売上総利益		639,475
販売費及び一般管理費		700,786
営業損失		61,311
営業外収益		
受取利息及び配当金	43,647	
その他の	117,168	160,815
営業外費用		
支払利息	12,861	
その他の	23,543	36,405
経常利益		63,099
特別利益		
災害による保険金収入	301	
固定資産処分益	19	321
特別損失		
災害による損失	218	
固定資産処分損	0	218
税引前当期純利益		63,202
法人税・住民税及び事業税	17,317	
法人税等調整額	△24,896	△7,579
当期純利益		70,782

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示をしております。

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金		
2022年1月1日 期首残高	651,000	154,373	154,373	126,000	1,610,000	△438,391	1,297,608
事業年度中の変動額							
当期純利益						70,782	70,782
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	70,782	70,782
2022年12月31日 期末残高	651,000	154,373	154,373	126,000	1,610,000	△367,609	1,368,390

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2022年1月1日 期首残高	△34,746	2,068,235	368,106	368,106	2,436,342
事業年度中の変動額					
当期純利益		70,782			70,782
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）			△10,494	△10,494	△10,494
事業年度中の変動額合計	-	70,782	△10,494	△10,494	60,287
2022年12月31日 期末残高	△34,746	2,139,018	357,611	357,611	2,496,630

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------------------|--|
| ① 関係会社株式 | 総平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| ・市場価格のない株式等
以外のもの | 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・市場価格のない株式等 | 総平均法による原価法 |
| ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法 | |
| ・商品・製品・仕掛品 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| ・原材料 | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| ・貯蔵品 | 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|--------------------------|---|
| ① 有形固定資産
（投資不動産を含む） | 定率法によっております。
ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却をしております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 |
| | 建物 3～65年 |
| | 機械及び装置 9年 |
| ② 無形固定資産
・自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|---------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に備えるため、翌事業年度の支給見込額のうち、当事業年度対応額を見積って計上しております。 |

- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する時点）は以下のとおりであります。

① 産業機械関連事業

産業機械関連事業では、工作機械鋳物部品、周辺機器、産業機械鋳物部品及びディーゼルエンジン鋳物部品の製造・加工・販売などを行っております。製品の販売については原則として、製品の引渡時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、引渡時点で収益を認識しておりますが、据付作業を伴う製品など顧客の検収に一定の期間を要する一部製品の販売については、検収時点で収益を認識しております。なお、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

① 住宅機器関連事業

住宅機器関連事業では、鋳物ホーロー浴槽、マンホール鉄ふた、景観製品、木製建具、その他の日用品鋳物などの製造販売を行っております。製品及び商品の販売については製品及び商品の引渡時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しておりますが、出荷時から当該製品及び商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間であることから出荷時点で収益を認識しております。

これらの事業の取引価格は、顧客との契約において約束された対価から、値引き等を控除した金額で算定しており、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は出荷基準により収益を認識していた産業機械関連事業の一部の製品販売取引について、財又はサービスを顧客に移転し当該履行義務が充足された一時点で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、流動負債に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これにより、その他有価証券のうち市場価格のある株式については、従来、期末決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法を採用しておりましたが、当事業年度より期末決算日の市場価格に基づく時価法に変更しております。なお、この変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

また、「7.金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産合計	1,018,220千円
投資不動産	154,869千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、事業用資産については管理会計上の事業区分を、賃貸資産及び遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを行っております。

減損の兆候を識別したグループについては、当該グループから生じると見込まれる割引前将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上するものとしております。

当事業年度において、産業用機械関連事業に係る資産又は資産グループについては継続して営業損失を計上しており減損の兆候がありますが、事業計画を基礎に見積もった割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っているため、減損損失を計上しておりません。

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後徐々に収束し、経済活動も緩やかに回復するものと仮定し、見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症やロシア・ウクライナ情勢の影響が長期化した場合等、将来の不確実性により業績の悪化や不動産市場価格の下落等が生じ、上記見積り及び仮定に関して見直しが必要になった場合、翌事業年度以降において減損損失を計上する可能性があります。

(2) 繰延税金資産

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産 (繰延税金負債と相殺前)	24,896千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対し、回収可能と見込まれる金額について繰延税金資産を計上しております。

将来の課税所得の見積りは、事業計画を基礎に見積もっておりますが、事業計画の策定においては販売単価、販売数量、原材料価格及び電力料などについて一定の仮定を用いております。これらの仮定については、新型コロナウイルス感染症やロシア・ウクライナ情勢など将来の不確実な経済条件の変動の影響を受ける可能性があります。将来の課税所得が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産や法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

(工場財団)

建物	369,223千円
機械及び装置	164,961千円
土地	11,864千円
計	546,049千円

(その他)

建物	27,264千円
土地	12,564千円
投資不動産	98,353千円
計	138,182千円

② 担保に係る債務

短期借入金	1,600,000千円
-------	-------------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

7,487,859千円

投資不動産の減価償却累計額

213,415千円

(3) 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務 467千円

(4) その他の注記

当期末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。したがって、当期末日は金融機関の休業日に該当するため、期末日満期手形及び電子記録債権が次のとおり含まれております。

受取手形	18,141千円
電子記録債権	15,695千円
支払手形	6,933千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	1,500千円
営業取引以外による取引高	590千円

(2) 通常の販売目的で保有する棚卸資産

収益性の低下による簿価切下げ額（売上原価） 12,273千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	1,358,000	—	—	1,358,000

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	41,494	—	—	41,494

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、また、未払金はそのほとんどが4ヵ月以内の支払期日であります。短期借入金は運転資金に係る資金調達であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理規程に従い、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して、保有状況を継続的に見直しております。

ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の2ヵ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 8,730千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、未収入金、支払手形、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、設備関係支払手形は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券	1,274,477	1,274,477	－
資産計	1,274,477	1,274,477	－

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定して時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,274,477	－	－	1,274,477
資産計	1,274,477	－	－	1,274,477

- ② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、広島県内において賃貸収益を得ることを目的として、土地や建物を所有しております。2022年12月期における当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、89,503千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
160,879	△ 6,010	154,869	1,507,421

- (注) 1. 貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度増減額は減価償却費による減少額であります。
3. 当事業年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額を適切に市場価額を反映させていると考えられる指標を用いて時点補正した金額によっております。その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価額を反映していると考えられる指標に基づく価額等の時価としております。
4. 上記の貸借対照表計上額には、構築物・器具及び備品は含まれておりません。

9. 退職給付引当金に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

退職金制度の30%相当額について、確定給付企業年金制度を採用し、残額については退職一時金を充当しております。

(2) 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	△760,642千円
② 年金資産	193,797千円
③ 未積立退職給付債務 (①+②)	△566,845千円
④ 未認識数理計算上の差異	30,232千円
⑤ 未認識過去勤務費用	-千円
⑥ 貸借対照表計上額純額 (③+④+⑤)	△536,613千円
⑦ 前払年金費用	-千円
⑧ 退職給付引当金 (⑥-⑦)	△536,613千円

(3) 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	35,685千円
② 利息費用	7,457千円
③ 期待運用収益	△2,090千円
④ 数理計算上の差異の費用処理額	6,113千円
⑤ 過去勤務費用の費用処理額	-千円
⑥ 退職給付費用 (①+②+③+④+⑤)	47,165千円

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
② 割引率	1.0%
③ 期待運用収益率	1.0%
④ 過去勤務費用の額の処理年数	-
⑤ 数理計算上の差異の処理年数	14年（発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。）

10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	163,452千円
役員退職慰労引当金	20,533千円
投資有価証券評価損	29,072千円
賞与引当金	4,264千円
繰越欠損金	94,476千円
その他	30,220千円
繰延税金資産小計	342,020千円
評価性引当金額	△317,123千円
繰延税金資産合計	24,896千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△133,388千円
繰延税金負債合計	△133,388千円
繰延税金負債純額	△108,491千円

11. 関連当事者との取引に関する注記

取引金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

12. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	産業機械関連事業	住宅機器関連事業	合計
売上高			
工作機械部品	1,468,542	—	1,468,542
ディーゼルエンジン部品	309,783	—	309,783
産業機械部品	238,653	—	238,653
鋳物ホーロー浴槽	—	1,153,040	1,153,040
やまと風呂	—	146,291	146,291
その他	2,025	547,270	549,296
顧客との契約から生じる収益	2,019,005	1,846,602	3,865,607
外部顧客への売上高	2,019,005	1,846,602	3,865,607

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

イ. 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度期首残高	当事業年度期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,077,794	1,344,545
契約負債	2,435	8,100

(注) 契約負債は、主に顧客からの前受金に関するものであります。

契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

ロ. 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はないため、残存履行義務に係る開示を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

13. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,896円41銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 53円77銭 |

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月16日

大和重工株式会社
取締役会 御中

晁和監査法人

広島事務所

代表社員	公認会計士	栗	栖	正	紀
業務執行社員					
代表社員	公認会計士	日	浦	祐	介
業務執行社員					

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大和重工株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第139期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第139期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人暁和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月17日

大和重工株式会社	監査役会
常勤監査役 若宮	千秋 ㊟
社外監査役 藤本	克彦 ㊟
社外監査役 渡邊	直樹 ㊟

以上

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

大和重工株式会社
代表取締役社長 田中宏典

2. 議案及び参考事項

議案 取締役7名選任の件

本株主総会終結の時をもって取締役全員（7名）は任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
田中保昭 (1945年5月16日生)	1968年4月 株式会社広島銀行入行 1974年7月 当社入社 1977年3月 取締役就任 1981年8月 住宅機器営業本部営業部長 1983年3月 代表取締役社長就任 1986年2月 住宅機器事業部長 2019年3月 代表取締役会長就任(現) (重要な兼職の状況) 広島運輸株式会社 代表取締役社長 株式会社バスストップ 代表取締役社長	12,300株
田中ひろのり (1980年1月24日生)	2006年9月 株式会社シンコー入社 2009年4月 当社入社 経営企画部顧問 2011年3月 取締役就任 住宅機器統括本部長 2015年3月 専務取締役就任 2017年3月 取締役副社長就任 2019年3月 代表取締役社長就任(現) (重要な兼職の状況) 広島運輸株式会社 取締役 株式会社バスストップ 取締役	80,420株

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
おお 大 つ 津 まさ 雅 あき 明 (1973年10月30日生)	1996年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2003年5月 当社入社 2004年1月 経営企画グループ部長 2005年3月 取締役就任 2005年10月 経営企画グループ部長兼住宅機器統括本部長兼営業所グループ部長 2008年11月 経営企画部長兼住宅機器統括本部長兼営業所グループ部長兼産業機械統括本部担当兼資材部担当 2010年4月 経営企画部長兼産業機械統括本部長 2017年3月 常務取締役就任（現） 2019年4月 企画管理本部長 2019年9月 企画管理本部長兼管理部長 2020年4月 企画管理本部長兼資材部長 2021年7月 企画管理本部長（現）	1,200 株
ま 間 し 柴 すずむ 進 (1965年3月22日生)	1988年4月 当社入社 2011年10月 産業機械統括本部鑄造工場長 2015年4月 執行役員 2017年3月 取締役就任（現） 2017年4月 製造本部長兼生産技術部長 2017年10月 住宅機器吉田工場長 2018年9月 鑄造工場長 2019年4月 製造統括本部長兼本社工場長兼吉田工場長 2021年7月 製造統括本部本社工場長（現）	－ 株
たか 高 た 田 まこと 命 (1965年8月23日生)	1986年4月 当社入社 2005年3月 経営企画部次長 2011年4月 生産管理部長兼経営企画部次長兼造機工場長 2017年4月 経営企画部次長 2018年3月 経営企画部システム担当部長 2019年4月 企画管理本部管理担当部長 2020年3月 当社常勤監査役就任 2022年3月 取締役就任（現） 2022年4月 事業統括本部長兼住宅機器事業部長（現） (重要な兼職の状況) 株式会社バスストップ 監査役	1,800 株

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
蔵 田 修 <small>くら た おさむ</small> (1959年8月27日生)	1984年10月 朝日監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所 1988年4月 公認会計士登録 1993年4月 税理士登録 2006年6月 あずさ監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 退所 2022年3月 当社取締役就任(現) (重要な兼職の状況) 西川ゴム工業株式会社 取締役(監査等委員) 広島総合公認会計士共同事務所 代表 広島総合税理士法人 代表社員	一 株
黒 川 康 治 <small>くろ かわ やす はる</small> (1956年1月8日生)	1979年4月 両備バス株式会社入社 1991年4月 倉敷化工株式会社入社 2003年6月 同社取締役総務部長 2005年6月 同社常務取締役 2016年6月 同社常務理事兼韓国・国内子会社社長 2019年2月 同社常務取締役企画本部長 2021年7月 同社相談役(現) 2022年3月 当社取締役就任(現)	一 株

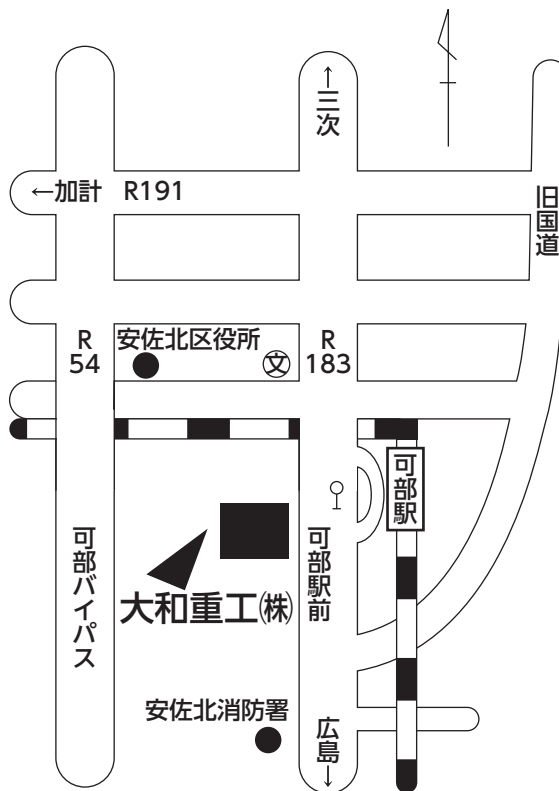
- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 蔵田 修氏及び黒川康治氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は蔵田 修氏及び黒川康治氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
4. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
- 蔵田 修氏は、財務及び会計について幅広い知識を有しており豊富な経験と高い見識をもとに当社の重要な意思決定や業務執行に関して、適切な助言・提言が期待できるため引き続き選任をお願いするものであります。
- なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
- 黒川康治氏は、事業会社の管理担当取締役としての豊富な経験と、その経歴に裏付けされた管理部門に関する高い見識を有しており、当社の重要な意思決定や業務執行に関して、適切な助言・提言が期待できるため引き続き選任をお願いするものであります。

5. 社外取締役になされた年数
藏田 修氏及び黒川康治氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもってそれぞれ1年となります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を当該保険契約により填補することにしております。各候補者は当該保険契約の被保険者であり、各候補者が再任された場合は、引き続き被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、藏田 修氏及び黒川康治氏が取締役に再任された場合には、両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を引き続き締結する予定であります。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 広島市安佐北区可部一丁目21番23号
大和重工株式会社 集会室
T E L (082) 814-2101



交通機関

- ・電車 JR広島駅又は横川駅から可部線可部駅下車、徒歩3分
- ・バス 広島駅又は広島バスセンターから「大林・吉田」行及び「勝木・飯室」行に乗車、可部駅前下車（当社前）